

## 報第4号

### 懲戒免職処分等取消請求事件に係る訴訟事務の委任について

下記の訴訟に係る事務について、教育委員会（被告）代理人を選任し、訴訟に関する事務を委任する必要性が生じたため、教育長に対する権限の委任等に関する規則（昭和31年岐阜県教育委員会規則第15号）第4条第1項の規定に基づき専決処分したので報告し、その承認を求める。

また、同訴訟に関する事務について、同規則第1条第2項の規定により、教育長に委任する。

#### 記

##### 1 訴訟の概要

(1) 事件名 令和5年（行ウ）第2号 懲戒免職処分等取消請求事件

(2) 当事者

原告A 元大垣工業高等学校教諭（保健体育）

※ 令和2年12月24日の飲酒運転事故により、令和3年3月5日付け懲戒免職処分（地方公務員法第29条第1項第1号及び3号）及び退職手当支給制限処分（岐阜県職員退職手当条例第12条第1項）となったもの。

被告 岐阜県 代表者 岐阜県教育委員会

(3) 訴訟提起日

令和5年1月11日

(4) 請求の趣旨

- ① 岐阜県教育委員会が、原告に対し、令和3年3月5日付けでした懲戒免職処分及び退職手当支給制限処分をいずれも取り消す。
- ② 訴訟費用は被告の負担とする。

##### 2 経緯

- ・令和2年12月24日 飲酒運転による物損事故
- ・令和3年 3月 5日 懲戒免職処分及び退職手当支給制限処分
- ・令和3年 5月18日 県人事委員会及び県に対し、上記処分に対する審査請求
- ・令和4年 8月 5日 懲戒免職処分 承認裁決
- ・令和4年11月22日 退職手当支給制限処分 棄却裁決
- ・令和5年 1月11日 訴訟提起（訴状送達日：1月19日）
- ・令和5年 2月17日 答弁書提出期限
- ・令和5年 2月24日 第1回口頭弁論期日

3 選任した代理人

岐阜市神田町1-1-5 岐阜神田町ビル6階 小森正悟法律事務所  
弁護士 小森 正悟、同 加藤 千鶴、同 石田 英高

4 委任日

令和5年2月13日

令和5年2月16日提出

岐阜県教育委員会

教 育 長 堀 貴 雄

(提案理由)

県及び県の機関が被告となって訴訟遂行（応訴）をする場合においては、専門的知見のある弁護士を訴訟代理人として選任し、訴訟事務を委任することが適当であり、本件訴訟においては、上記代理人を選任し、事務を委任したものである。

また、今後、本件訴訟に関する事務を行う必要が生ずるため、あらかじめ、これらの事務を行う権限を教育長に委任しようとするものである。

<根拠法令>

○教育長に対する権限の委任等に関する規則（抄）

（昭和31年12月4日教育委員会規則第15号）

第一条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号。以下「法」という。）第二十五条第一項の規定に基づき、教育委員会は、次に掲げる事項及び岐阜県教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則（平成二十九年岐阜県教育委員会規則第十五号。以下「委任等規則」という。）の規定により知事の補助機関である職員に委任し、又は補助執行させる事務を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

十六 争訟に関すること。

2 教育委員会は、その議決に基づき、前項第十六号に掲げる事務について教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

第四条 教育長は、緊急の場合には、第一条第一項各号に規定する事務を専決することができる。

2 教育長は、前項の規定により処理したときは、次回の教育委員会にこれを報告し、その承認を求めなければならない。